

地区公民館等の開放に対する協力金申請要領

1 趣旨

山梨県では、令和7年8月6日から9月30日まで実施する「熱中症予防対策強化期間」のうち、熱中症予防対策として地区公民館等を開放し、地域住民等の「涼み処」として提供いただいた場合、協力金を交付します。

【地区公民館等とは】

役員会や組長会議、各種イベントで使用している公民館、集会所、公会堂等（クールシェアスポット・クーリングシェルターを除く）。

2 協力金の対象要件

次に掲げる（１）～（３）の要件を全て満たし、涼み処を提供いただいた自治会等に交付します。

なお、交付は地区公民館等の単位となります。

- （１）地区公民館等にエアコンが設置されており、開放中の室温を適切に維持するよう稼働すること
- （２）自治会員（役員）など地域住民等の誰もが利用できるよう開放すること
- （３）暴力団等に関係しないことなど、請求書裏面の記載事項を全て満たすこと

3 交付金額

涼み処の開放日数に応じ、下表のとおり交付します。

開放日数	５日以上～	１０日以上～	２０日以上～	３０日以上～
交付金額	10,000 円	20,000 円	40,000 円	60,000 円

※開放日数が４日以下の場合、協力金の交付対象となりません。５日以上開放いただけますよう、御協力をお願いします。

4 申請方法（郵送、電子メール又はファクシミリ）

御協力いただける場合は、涼み処の提供前に「意向確認書（様式第１号）」の提出をお願いします。

※ご提出いただいた意向確認書を元に、県のホームページにて、涼み処の提供を予定している場所を公表させていただく予定です。

県が意向確認書を受理後、概ね１週間以内を目途に内容確認の連絡をいたします。

１週間を過ぎても連絡がない場合、大変お手数ですがお問い合わせください。

（郵送の場合 申請・請求先）

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内１－６－１

山梨県福祉保健総務課 涼み処協力金担当

（電子メールの場合） hokensom@pref.yamanashi.lg.jp

（ファクシミリの場合）FAX055-223-1447

（問い合わせ先） TEL055-223-1444 福祉保健総務課

5 協力金の請求方法（郵送、電子メール又はファクシミリ）

【令和7年12月1日までご提出ください】

開放終了後、請求書（様式第２号）、誓約事項、通帳の写し、地区公民館等の写真の提出をお願いします。内容を確認した後、協力金を交付します。